

納めLINE

令和元年度第3号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

徴収担当係長研修を実施しました。

令和元年9月6日、宮城県市町村課と地方税徴収対策室の共催により、徴収担当係長研修「マネージャー研修」を宮城県自治会館で実施しました。当日は県内12の自治体と仙南地域広域行政事務組合、6県税事務所から計22名のご参加をいただきました。

午前の部は、講師に日本FP協会宮城支部 ファイナンシャルプランナー湯山弘之氏を迎え、「ファイナンシャルプランナーに学ぶ家計診断のポイント」～滞納者から納期内納税者へ 生活再建のためのヒント～と題して講演を行っていただきました。



講演の中で、「家計診断等における収入・支出の見方のポイントについて」、「家計診断した内容を相手にアドバイスする際の注意点について」お話をいただき、家計の収支の中で、保険や教育費、借入金、資産・貯蓄等を整理し実態を把握するために一覧表を作成し整理すること、各項目の必要性の確認など、徴収業務における生活状況の聞き取り時に活用できる内容でした。

午後の部は、「スタイリスト養成講座」と題して自主制作映像を活用したグループワークを行いました。徴収現場のマネージャーとして、個性的な考え方を持った部下や後輩が、より魅力的な徴税吏員やチームになるためにコーディネートするための活発な討議が各グループで行われました。

「研修レポート」～幅広い知識と行政力を兼ね備えた職員の育成について～

当機構では、市町村から派遣された職員が滞納整理の知識だけでなく、幅広い知識と行政力を兼ね備えた職員として成長できるよう、県公務研修所や県庁各課、外部団体が行う各種研修に積極的に受講する機会を設けています。その一例として総務部県政情報・文書課の弁護士資格を持つ職員がゼミ形式で実施した民事法勉強会に参加している機構2年目職員のA主事の感想を掲載します。

『私たち公務員の業務は、法律や条例などに基づいて行われています。つまり業務を行う上で、法律や条例などを理解し、解釈・運用できる能力である法的思考力が必要不可欠となります。今回受講している研修は、法令を正しく解釈するための基本知識を学び、それを正しく業務に適用することを目的に、民事法を中心に様々な事例を用いたケーススタディ形式の全6回で行われています。』

私は入庁以来、当然に法令に基づいて業務を行ってきました。しかし、現在の行政が置かれている立場は、行政不服審査法による審査や情報開示請求など行政機関内だけで完結しているわけではなく、広く住民に開かれたものとなってきています。このような中、業務を行う者としては、法令順守は当然ながら、それを住民に説明できる能力が求められていると思います。そのためにも行政事務の根幹である法令の解釈は、自分自身が理解し納得できれば良いというものではなく、他の人に説明でき、納得してもらえるものである必要があると感じました。

また今回の研修では現行の法令だけではなく、法改正についても意識を向ける必要があると認識できました。毎年、多くの法改正が行われています。その中にはこれまでの業務を大きく変えなければならないものも数多く存在しています。つまり法令を正しく解釈するという一つのことに、法改正がいつ、どのような内容で行われるのか理解しておくということも含まれるのではないかと感じました。

日々の業務の傍ら、新たな知識を身に付け、自身の能力を高めていくことは大変なことだと思います。しかし、公務員としては、法令の解釈は最も大切なことの一つであるため、今後も研修等には積極的に参加し、法的思考力の向上に努めたいと思います。』

徴税吏員の健康管理？ニラでパワーアップ！

今回の納め LINE は登米市駐在徴収第二グループの担当です。登米市駐在は現在、県職員2名、市町派遣職員8名、合計10名で業務を行っています。登米市駐在に昨年度派遣された職員は、年度末に向かうにつれ、「ズボンがきつくなった」「作業着が入らなくなった」と口々に言っていました。まさに「うまし たくまし 登米市」。東北随一の和牛生産量があり、伊達の赤豚などのおいしいブランド肉生産にも長け、東北地方第2位の農業産出額を誇り野菜などの農産物が潤沢、さらにかつては江戸に米が登ることから「登米」という地域が残り、穀倉地帯として米のうまさも折り紙付きです。



そんな登米市に1年もいれば体重は2割増しとなります。

しかしながら、徴税吏員として良い仕事をするためには健康には最大限留意しなければなりません。そこでお勧めなのがニラ。登米市はニラの収穫量、作付面積、出荷量のいずれも県内1位を誇り「もっこり一番ニラ」が有名です。ニラの臭いのもとには硫化アリルの一種アリシンという物質。これはビタミンB1の吸収を助け、疲労回復や滋養強壮に効果があるそうです。また、アリシンには、免疫力を高め、がんの予防にも効果があると言われています。アリシンの血行促進効果により、冷え性の改善や動脈硬化予防、血栓予防にも効果的とのこと。また、βカロテンの含有量も多く、抗発ガン作用や免疫賦活作用がありますが、体内でビタミンAに変わり、髪健康維持や、視力維持、粘膜や皮膚の健康維持などにも役立つそうです。さらに、ビタミンEには強い抗酸化作用があり、活性酸素を抑え体内の不飽和脂肪酸の酸化を防ぐ働きがあるため、動脈硬化や心筋梗塞などの生活習慣病の予防にも役立ちます。

これからの季節は風邪やインフルエンザなど、体調を崩しやすくなりますが、健康維持のためにもぜひ、美味しく健康にも良い登米市の「もっこり一番ニラ」をご賞味いただければと思います。

活動状況報告 (R1. 9月末現在)

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	504件	引受滞納金額(本税)	3億5778万8530円
○徴収率	24.41%	徴収金額(本税)	8734万8363円
○差押件数	136件	差押金額	938万0764円
○本税完納件数	118件	本税完納金額	4955万9625円

平成31年4月より参加市町村から上半期の滞納事案を引受し、滞納整理業務に着手しております。今年度も40%以上の目標徴収率を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めてまいります。

また、現在当機構では徴収業務だけではなく、研修会の開催などによる県税事務所や市町村税務担当課への支援活動や中学校での課外授業の実施等、啓発活動等にも積極的に取り組んでおります。

ちょっと教えて?! 税金 Q&A~納税者向けコンテンツ~

Q. 督促状(とくそくじょう)と催告書(さいこくしょ)の違いを教えてください。

A. 税金が納期限までに完納されない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないことが地方税法で規定されています。また、地方税法では、督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないときは差押えをしなければならないと規定されています。

一方、催告書は法律では規定されておらず、税金が完納されない場合、納付を促すため、任意の期日で任意の内容によりお送りするものです。差押えなどに至る前に自主納付をしていただきたいという連絡になります。

以上のように督促状と催告書は似ているようですが、法定されているかどうかの違いがあります。もし、どちらかの文書が届いたら、速やかに納税していただくようお願いします。

ご意見・ご要望などはこちらにお願いします。

宮城県地方税滞納整理機構(宮城県総務部地方税徴収対策室内)事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



滞納整理機構
キャラクター
おさむね君